

かわきた 支部ニュース

第219号 平成31年 1月25日発行
〔編集者〕 細 田 義 之
〔発行者〕 西 村 文 成
〔発行所〕 (公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部

謹 賀 新 年



安全祈願祭ならびに賀詞交歓会



1月8日(火)、新春恒例の安全祈願祭ならびに賀詞交歓会が開催されました。当日は穏やかな晴天に恵まれ、溝口神社は多くの参拝客で賑わっておりました。神職によるお清めのお祓いと祝詞に続き、(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部長代理、副支部長代行、川崎北労働基準監督署長のほか、関係各部会の部会長の方々が玉串拝礼を致しました。厳粛な雰囲気の中、各事業場ならびに参加者各位の安全をご祈願頂き、滞りなく終了致

しました。

その後、ホテルKSPへ場所を移し、賀詞交歓会が開催されました。(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の眞田副支部長代行、川崎北労働基準監督署の石井署長よりご挨拶を頂き、江島安全部会長の乾杯で開かれた会では、監督行政ならびに関係諸団体との有意義な情報交換の場となりました。中締めは、鈴木労務部会長が務められ、最後に出席者全員が大きな声で乾杯し、安全、安心な事業場作りに向けて取り組んでいく気持ちをひとつにしました。



平成31年 年間標語

健康・安全 スクラム組めば みんなで実現 ゼロ災職場

年 頭 の ご 挨拶

(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部

支部長 西村 文成



新年明けましておめでとうございます。

2019年、平成最後の新春を迎え、会員の皆様方に謹んでお慶びを申し上げます。

旧年中は協会並びに支部主催の活動に対しまして、多大なるご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。さらに、昨年は25年ぶりで横浜開催の全国産業安全衛生大会や当支部主催の行事を無事に実施することができましたこと、これもひとえに川崎北労働基準監督署をはじめとする関係諸官庁のご指導と関係諸団体の皆様のご支援の賜物と改めて御礼申し上げます。

2019年の干支は己亥（つちのとい）です。己（つちの）は十干の6番目。成長して姿が整った状態を表し、次の段階を目指す準備をする年、また亥（い）は、十二支の最後にあたり、知識を増やす、精神を育てる、人材育成や財務基盤を固めるなど、内部の充実を心がけると良い年と言われています。

日本経済は緩やかな景気回復を続けており、企業全体の収益は向上、世界経済には先行きに不透明感もありますが、デフレ脱却をより確実なものとして経済の好循環をさらに強く回していく必要がある状況です。

2019年度は10月に消費税率が10%に引き上げられる予定で、駆け込み需要・反動減等で一部に不安の声もありますが、来年には東京オリンピック・パラリンピックを控えていることなどから所得情勢の改善が続くと見られています。

このような中、2018年度にスタートしました「第13次労働災害防止計画」では、死亡者数を2017年度と比較して、2022年度までに15%以上減少、死傷者数を5%以上減少等の計画目標が設定されています。2019年度におきましても、これまでに発生した労働災害の実態をきちんと把握し、経営トップから労働者一人ひとりまで安全に対する意識や危険予知の感受性を高めることが重要であり、労働災害を発生させないという意思のもと、安全水準の向上に努めていくことが必要となっております。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（いわゆる働き方改革関連法）が昨年7月6日に公布されました。多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方等について、各事業場の実情に沿って計画的に取り組んでいく必要があります。

当支部におきましても、川崎北労働基準監督署をはじめとする関係諸官庁、諸団体と連携し、より効果的に事業計画を推進してまいります。

会員事業場全員が安全・安心・健康に働ける一年にするために皆様方のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



川崎北労働基準監督署

署長 石井 登



新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の会員及び会員企業で働く皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

また、昨年10月23日から3日間にわたり、横浜で開催された全国産業安全衛生大会では、全国から1万1,200人が参加されるなか、スムーズな大会運営にご尽力された皆様方に御礼を申し上げるとともに、特に貴重な発表をして頂いた方には厚く感謝いたしております。

さて、昨年、国会で働き方改革関連法が成立し、7月6日に公布され、労働基準法、労働安全衛生法等、労働法規も大きく改正されました。貴支部におかれましても、早速各種セミナーを開催していただき、制度の普及にご貢献いただいたところです。

いよいよ本年から、働き方改革関連法が施行され、企業の方は、①時間外労働の上限規制の導入（施行：2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日）、②年次有給休暇の確実な取得（施行：2019年4月1日）、③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止（施行：2020年4月1日、中小企業は、2021年4月1日）といった事項への対応が求められています。

当署としましても、主に中小企業事業場の皆様への「働き方改革」の取組を支えるため、労働時間相談・支援班を設置して、毎月、企業団体を対象として労働時間制度全般について、説明会を開催しており、年明けには36協定の新様式の記載方法の説明会を開催する予定です。また、個別の事業場の方に対して、監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設けて、相談を受けている他、ご希望を頂ければ個別に訪問相談に伺っております。

また、安全衛生分野においても、働き方改革関連法の成立により、長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、労働安全衛生法が改正されました。

具体的には、事業者の義務として、産業医に対して、①長時間労働、長時間労働者・高ストレス者への面接指導の実施後就業上の措置結果等に関する情報の提供をすること、②1ヶ月当たり80時間超えの時間外・休日労働をした長時間労働者の氏名、超過時間等の報告について、情報提供をすることが法制化され、産業医・産業保健活動が強化されました。また、長時間労働者の健康確保の強化を図るため、事業者が、原則として、すべての労働者（管理監督者や裁量労働制の対象労働者も含む。）の労働時間の状況の把握することが義務付けられたことや、労働者から医師の面接指導の申出について要件となる時間外・休日労働時間の基準が月100時間超えから月80時間超えに拡充される等、健康確保の実効性が一層高められました。

これら法改正の内容をベースとして、各企業における「働き方」が大きく見つめ直される転機となるものと思われます。数年後には、「平成から〇〇に改元されたあの年が、我が社にとっても働き方改革元年であったな」と、従業員やその御家族の方に喜ばれる1年となりますよう、監督署職員一同、働き方改革に向けて取組に精励してまいりますので、何とぞ貴支部、貴会員の方々のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

川崎北労働基準監督署からのお知らせ

働き方改革

～ 36協定の新しい様式～

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36協定の新しい様式を策定しています。

〈特別条項がない場合〉・・・様式第9号

★時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36協定届（様式第9号）を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間（1年間に限る）	1年の起算日	有効期間
対象期間における 1日 1か月 1年 について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日		
時間外労働＋休日労働の合計が 月100時間未満 2～6か月平均80時間以内 を満たすこと		

〈特別条項がある場合〉・・・様式第9号の2

★臨時的な特別の事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定したうえで、36協定届（様式第9号の2）を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
限度時間を超える場合	臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における 1か月の時間外労働＋休日労働の合計時間数（100時間未満） 1年の時間外労働時間（720時間以内）
	限度時間を超えることができる回数（年6回以内）
	限度時間を超えて労働させることができる場合
	限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置
	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続き

☆特別条項付き協定は、従前は任意様式でしたが、今回の法改正で様式が策定されました（様式第9号の2）。

☆経過措置期間中は上限規制が適用されないため、従前の様式で届出してください。したがって、大企業であれば2019年4月以降の期間のみを定めた36協定から、中小企業であれば2020年4月以後の期間のみを定めた36協定から、新しい様式で届出してください。

☆ただし、経過措置期間中であっても、上限規制に対応できる場合は、新しい様式で届出してかまいません。

* 矢印が主な変更点

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐
(チェックボックスに要チェック)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☐

(チェックボックスに要チェック)

上記の36協定の新様式の内容について川崎北監督署で説明会を開催します。

第1回 平成31年2月13日（水）午前10時00分～
第2回 平成31年2月22日（金）午後 2 時00分～

各日の2日前までに下記内容をFAX、電話等でお知らせください。任意様式でも結構です。

○を付けてください)	2月13日	2月22日
事業場名		
出席者職氏名（任意）		
電話番号		

FAX044-820-3184 電話044-382-3190 担当 川崎北労働基準監督署 方面

36協定の締結に当たって注意すべきポイントについて

1 「1日」、「1か月」、「1年」について、時間外労働の上限を定めてください。

従来の36協定では、延長することができる期間は「1日」、「1日を超えて3か月以内の期間」、「1年」とされていましたが、今回の改正で「1か月」、「1年」の時間外労働に上限が設けられたことから、上限規制の適用後は「1日」、「1か月」、「1年」のそれぞれの時間外労働の上限を定める必要があります。

2 協定期間の「起算日」を定める必要があります。

1年の上限について算定するために、協定期間の「起算日」を定める必要があります。

3 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にすることを協定する必要があります。

36協定では「1日」、「1か月」、「1年」の時間外労働の上限時間を定めます。しかし、今回の法改正では、この上限時間内であっても、実際の時間外労働と休日労働の合計が、月100時間以上または2～6か月平均80時間超となった場合には法違反となります。このため、時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とすることを協定する必要があります。36協定の新しい様式では、この点について労使で合意したことを確認するためのチェックボックスが設けられています。

4 限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別の事情がある場合」に限ります。

限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別の事情がある場合に限ります。臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務上必要な場合」、「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

平成30年 労働者死傷病報告受理状況（12月末現在）

業種	年	当 年 (平成30年)	前 年 (平成29年)	増減数	増減率
01 製造業小計		38 (1)	42 (0)	-4 (1)	-9.5%
02 鉱業小計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
03 建設業小計		54 (0)	73 (0)	-19 (0)	-26.0%
04 運輸交通業小計		56 (1)	43 (1)	13 (0)	30.2%
05 貨物取扱業小計		3 (0)	3 (0)	0 (0)	—
06 農林業小計		8 (0)	5 (0)	3 (0)	60.0%
07 畜産・水産業小計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
08 商業		80 (0)	79 (1)	1 (1)	1.3%
09 金融広告業		4 (0)	6 (0)	-2 (0)	-33.3%
10 映画・演劇業		1 (0)	1 (0)	0 (0)	—
11 通信業		6 (0)	5 (0)	1 (0)	20.0%
12 教育研究		9 (0)	2 (0)	7 (0)	350.0%
13 保健衛生業		72 (0)	69 (0)	3 (0)	4.3%
14 接客娯楽		35 (0)	38 (0)	-3 (0)	-7.9%
15 清掃・と畜		30 (1)	20 (0)	10 (1)	50.0%
16 官公署		0 (0)	0 (0)	0 (0)	—
17 その他の事業		24 (0)	23 (0)	1 (0)	4.3%
合 計		420 (3)	409 (2)	11 (1)	2.7%

※各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側（ ）内は死亡災害件数（内数）

全国THP推進協議会功労賞表彰

10月18日（木）、第77回全国産業安全衛生大会のプログラムの一環として横浜駅前の崎陽軒本店で開催された「第30回全国衛生管理者情報交流会」及び「第29回心とからだの健康づくり全国交流会」において、中央労働災害防止協会に



より神奈川県内の平成30年度全国THP推進協議会表彰式が行われました。

当支部からは聖マリアンナ医科大学予防医学（環境保健）教授の高田礼子氏が、神奈川産業保健総合支援センター産業保健相談員や県内事業所の産業医として長年にわたるTHP推進への貢献を認められ、県内で唯一の功労賞を受賞し、表彰状と表彰盾を授与されました。

平成30年度（第54回）川崎市労働災害防止研究集会

10月29日（月）、川崎市役所第4庁舎2階ホールにおいて、第54回川崎市労働災害研究集会が開催されました。開会の辞、建設業労働災害防止協会神奈川支部専任講師の齋藤氏より「災害事例で考えるリスクアセスメント」と題する講演会の後、キャノン株式会社の田中氏より「玉川



事業所の安全衛生活動について」と題し、労働災害ゼロを目指した活動を軸に、3種類のリスクアセスメント（機械装置、化学物質、生活型）やリスクアセスメント管理の実践事例を発表いただきました。

表彰式では労働災害防止功労者として株式会社ミットヨの秋元氏、功労団体として東京応化工業株式会社が選出され、福田川崎市長より表彰状が授与されました。

＜功労者＞

株式会社ミットヨ 秋元様

＜功労団体＞

東京応化工業株式会社 様

【功労者表彰】



【功労団体表彰】



労務・安全衛生特別セミナー

平成30年度労務・安全衛生特別セミナーが、11月9日（金）ユニオンビルにおいて46名出席のもと開催されました。（主催：川崎北労働基準行政関係団体協議会、後援：神奈川労働局、川崎北労働基準監督署、川崎北公共職業安定所）



西村協議会長の主催者挨拶、川崎北労働基準監督署の石井署長、川崎北公共職業安定所の藤田所長、来賓の神奈川労務安全衛生協会の渡辺専務理事からそれぞれご挨拶いただきました。

続いて、基調講演として神奈川労働局監督課の福田課長

から「働き方改革の実現に向けた取り組み～労働時間法制の見直しを中心として～」についてご講演いただきました。働き方改革実行計画、働き方改革推進法、労働時間法制の見直し、雇用形態に関わらない公正な待遇、各種支援策等について説明がありました。



今回、特別講演として法政大学法学部の浜村教授から「働き方改革関連法の実務上のポイント～改正労働基準法と短時間・有期雇用労働者雇用管理改善法を中心として～」についてご講演いただきました。働き方改革関連法の目的と意義、時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度等、多岐に亘る内容について、詳細にご説明いただきました。



セミナー終了後は、出席者による情報交換会が行われ、会員相互の親睦を深める、有意義な交流の場となりました。

交通労働災害防止研修会

安全部会主催で9月26日（水）㈱富士通ゼネラル本社において「交通労働災害防止研修会」が開催され137名の方が受講されました。

はじめに高津警察署交通課交通総務係の小山氏より「交通事故の動向及び関係法令について」と題して主に高津区での事故の現状の詳しい説明があり、また事故を起こした後に関係するさまざまな法令の説明がありました。

次にMS&ADインターリスク総研㈱アドバイザーの文屋氏より「交通事故を起こさないために」をテーマに、安全運転のための基本的なことを今一度、認識、意識していただき、交通事故の防止、再発防止につなげていただくことを目的として講義をしていただきました。

全国の交通事故の現状、交通事故に伴う責任、交

通事故の要因、交通事故防止策等の講義の後、ドライブレコーダーに記録された実際のなまなましい事故の映像をふんだんに使い、動画を見ながらの危険予測の実習が行われました。受講後のアンケート結果では、分かりやすく説得力ある講義だったとの評価で、来年度も参加したいとの声が多く成功裏に終了いたしました。



第一種衛生管理者国家試験受験のための直前講習会

10月22日・23日の2日間、サンピアンかわさき（川崎市立労働会館）において「第一種衛生管理者国家試験受験のための直前講習会」を開催しました。この講習会は川崎南支部との共催で、ミドリ安全㈱の小原氏を講師に迎え、57名の方が受講されました。

衛生管理者とは何かという基本的なことから、「職業病の予防」「化学物質管理」「メンタルヘルスケア」という近年注目されている点についても丁寧に講義いただきました。また最新の試験の傾向と対策について具体的な説明があり、受講者の方々には参考になったことと思います。

この講習会を受講された方の国家試験の合格率は

非常に高くご好評をいただいております。来年度以降も開催していく予定ですので、衛生管理者国家試験を受験予定の方には受講をお勧めします。



粉じん作業特別教育

10月12日（金）川崎南支部との共催で「粉じん作業特別教育」を川崎市教育文化会館において開催し、61名の方が受講されました。

本研修は、厚生労働省より平成30年度を初年度とする「第9次粉じん障害防止総合対策」の重点事項の取組みの推進が要請されていることから、その一環として特定粉じん作業に係る労働者に対し「粉じん作業特別教育規程」に基づき、3人の講師の方から講演をしていただきました。

午前の部では、労働衛生コンサルタントの椎名氏より「粉じんに係る疾病及び健康管理」「粉じんの発散防止及び作業場の換気方法」の講義、午後の部では3Mジャパン㈱安全衛生製品技術部の伝田氏より「粉じん作業の管理」「呼吸用保護具の種類と使用法」について防護マスクの装着方法の実演を交えた講義、

「粉じんの害と防じんマスク」と題したビデオ上映、最後に労働安全コンサルタントの西本氏より「関係法令」についての講義がありました。

講師の方々の実例を挙げながらの熱心な講義に、参加された皆さんの大いに納得された表情が見受けられました。本日の研修を参考にして職場での粉じん予防の徹底を実践されることを願います。



有機溶剤従事者安全衛生教育

11月9日（金）サンピアンかわさき（川崎市立労働会館）において川崎南支部と共催で「有機溶剤従事者安全衛生教育」を行い19名が受講されました。

有機溶剤作業の基礎知識のDVD映写に続いて、ミ

ドリ安全㈱安全衛生相談室室長の田中氏より作業環境管理について、労働コンサルタントの西本氏より関連法令と災害事例について、日本冶金工業㈱産業医の平氏より有機溶剤による疾病及び健康管理についての講義が行われました。今後の業務に役立てられることが期待されます。終了後、受講者には、修了証が交付されました。

リスクアセスメント講習会

安全部会の主催で、11月15日（木）にユニオンビルにおいて「リスクアセスメント講習会」を開催し、18名の方が午前10時より午後4時20分までの長時間の講習を最後まで熱心に受講されました。今回は安全管理者選任時研修講師・RSTトレーナーの相馬氏が講師としてお招きしました。

午前の部では「リスクアセスメントの実施について」と題し、リスクアセスメントの基本と実施方法の講義があり、午後の部ではリスクアセスメントの具体例を挙げながらの講義と受講者が4名～5名のグループに分かれ、実際に危険予知シートを使っ

ての意見を出し合う活発な討議となりました。お勤めの事業所で無災害に向けた活動を実践されることを期待致します。



衛生管理者実務研修会

11月21日、ユニオンビルにおいて「衛生管理者実務研修会」を開催しました。この研修会は衛生管理者・衛生推進者の方をはじめ、日頃、事業場の安全衛生業務に従事されている方々の知識向上と実務に役立つ情報の提供を目的として毎年開催しています。

今年度は『腰痛』をテーマとし、聖マリアンナ医科大学の赤澤病院教授から「職場での腰痛対策」についてご講演をいただきました。また、富士通株式会社川崎工場の池田氏、三菱ふそうトラック・バス株式会社の松尾氏より「我社の腰痛対策」として、各社の取組みなどの事例紹介をしていただきました。最後に川崎北労働基準監督署安全衛生課長の綾部氏より労働災害（腰痛）の発生状況についてお話をいただき

ました。

職場ですぐに実践できる体操などの紹介もあり、各事業場での腰痛対策に役立ったことと思います。



労務管理研修会

11月30日（金）ユニオンビルにて「労務管理研修会」を実施しました。昨年（2018年）が「第13次労働災害防止推進計画」の初年度となり、また昨年に成立した働き方改革の関連法の施行に際して、法律に関する正しい認識を確認するためにも参加して頂き、各事業場にて適切に展開頂ければと考え、本講習会を企画しました。

講習は二部構成で、第一部として、働き方改革関連法の改正内容および法的解釈に関して、川崎北労働基準監督署の労働基準監督官2名の方よりご説明頂きました。第二部では、働き方改革の具体的事例として、富士通株式会社川崎工場総務部シニアマネージャーの西村氏より、同社で実施されている内容をご紹介いただき、他社事例を確認できる貴重な機会となりました。

受講者は、15名の人事労務管理を担当される方々で参加者は、非常に興味をもった眼差しで聞き入り、質疑応答を含めて真剣な姿勢で受講されました。

研修会終了後は、監督署担当者による質問コーナーもあり、法令内容等についてご質問される方も見受けられました。



安全配慮義務講習会

安全部会の主催で、12月13日（木）に「安全配慮義務講習会」がユニオンビルにおいて開催され、20名の方が参加されました。

はじめに川崎北労働基準監督署副署長で労働基準監督官の山崎氏より「行政からみた安全配慮義務について」の講演があり、「安全配慮義務」の労働契約法上、労働安全衛生法上の現われ方と今日の問題を行政の側からみての説明がなされました。

続いて、安全衛生・メンタルサポートオフィスH

OSAKA代表の保坂氏より「安全配慮義務から安全（健康）配慮義務～事業者、管理監督者が取り組むことは～」と題した講演がありました。

これまで「作業環境配慮義務」「安全衛生実施義務」等が問題点に挙げられていましたが、現在は過重労働、各種ハラスメントへの対応が重要となっています。多くの事例を挙げながら問題解決の方法を解説され、受講者のアンケートでは今後の業務を行うに当たって大いに参考になったとの声がありました。本日参加された方の事業所でお役にたてる研修会であったと思っています。

「会員事業場PRコーナー」募集！

かわきた支部ニュースでは、会員事業場のPRを募集しています。
掲載ご希望の会員事業場は、事務局（044-850-8621）
までご連絡ください。

掲載料
無料！

謹賀新年

本年もよろしくお願い申し上げます。

富士通株式会社

川崎工場

工場 長 吉 田 明 宏

川崎市中原区上小田中四―一―
TEL〇四四―七七七―一一一

株式会社末長組

代表取締役 根 本 裕 之

川崎市高津区梶ヶ谷三―一三―三
TEL〇四四―八八八―二〇六八

株式会社日経東京製作センター

川崎工場

工場 長 桐 生 好 信

川崎市高津区久地三―一六―二
TEL〇四四―八二〇―三〇一八

聖マリアンナ医科大学病院

川崎市宮前区菅生二―一六―一
TEL〇四四―九七七―八一一

信号器材株式会社

川崎市中原区市ノ坪一六〇
TEL〇四四―四一一―二一九一

日本電気株式会社

玉川事業場

地区責任者 野 田 謙 一

川崎市中原区下沼部一七五三
TEL〇四四―四三五―一〇一三

株式会社光洲産業

代表取締役 光 田 栄 吉

川崎市高津区久地四―一〇―一
TEL〇四四―八二二―〇七九五

**サントリーMONOZUKURI
エキスパート株式会社**

川崎市中原区今井上町一三―二
TEL〇四四―七三八―五一五一

三菱ふそうトラック・バス株式会社

川崎市中原区大倉町一〇
TEL〇四四―三三〇―七七〇〇

東京応化工業株式会社

川崎市中原区中丸子一五〇
TEL〇四四―四三五―三〇〇五

あすか製薬株式会社

川崎研究所

川崎研究所長 濱 寄 秀 久

川崎市高津区下作延五―三六―一
TEL〇四四―八三三―五一五一

帝国通信工業株式会社

川崎市中原区荻宿四五―一
TEL〇四四―四二二―三二七一

NECプラットフォームズ株式会社

川崎市高津区北見方二―六―一
TEL〇四四―八一一―七七〇〇

日吉電装株式会社

代表取締役社長 仁 上 洋 一 郎

川崎市中原区宮内二―二五―二九
TEL〇四四―七六六―〇一八六

クノール食品株式会社

川崎市高津区下野毛二―二二―一
TEL〇四四―八一一―三二一一

マクセル株式会社

スリオンテック事業本部

川崎市多摩区登戸三八一九
TEL〇四四―九二二―一一三二

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
川崎北支部

支 部 長 西 村 文 成
川崎市高津区二子五―二―五
第一井上ビル二階 C号室
TEL 〇四四―八五〇―八六二一

株式会社アール・エヌ・ゴトー

代表取締役 後 藤 龍 彦
川崎市中原区新城中町一六―一〇
TEL 〇四四―七七七―五一五八

株式会社カジノヤ

代表取締役 梶 俊 夫
川崎市麻生区岡上四八八―一
TEL 〇四四―九八八―四五七七

株式会社シーエムシー

代表取締役社長 神 部 幸 生
東京都港区新橋四―三〇―一六
京急中はらビル二階
TEL 〇三一六四三二―〇六七〇

行政書士・社労士しげない事務所

代 表 茂 内 優 憲
川崎市中原区上小田中二―三―三五二―〇三
TEL 〇七〇―五五六〇―三〇六〇

株式会社昭特製作所

代表取締役社長 花 田 薫
川崎市高津区二子六―一〇―一〇
TEL 〇四四―八三三―三三五一

東西株式会社

代表取締役社長 佐 脇 功 一
東京都大田区大森北一―一―一〇
大森シティビル九階
TEL 〇三一五七六七―〇六六五

株式会社リンカン・スタッフサービス

代表取締役 國 方 広 一 郎
大和市中央二―二―一八
TEL 〇四六―二二〇―六六〇〇

株式会社リョーサン

川崎市高津区千年七―一五
TEL 〇四四―九四八―八一二四



事務局だより

〔支部行事案内〕

◎健康保持増進研修会（川崎南支部共催）

- ・開 催 平成31年2月8日（金）
13：30～16：30
- ・会 場 川崎市総合福祉センター
（エポックなかはら）
- ・募集人員 50名

◎新入社員安全衛生教育

- ・開 催 平成31年4月8日（月）
10：00～16：30
- ・会 場 川崎市総合福祉センター
（エポックなかはら）
- ・募集人員 50名

定時総会開催ならびに 労働基準行政運営方針説明会のご案内

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の「平成31年度定時総会」ならびに「労働基準行政運営方針説明会」が下記のとおり開催されます。会員事業場の皆様方におかれましては、万障お繰り合わせの上、多数ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

◎労働基準行政運営方針説明会

- ・開催日 平成31年4月26日（金）
13：30～15：30
- ・場 所 NEC玉川クラブ

◎平成31年度川崎北支部定時総会

- ・開催日 平成31年4月26日（金）
16：00～17：00
- ・場 所 NEC玉川クラブ

役員雑記帳

三重県からこの地川崎市に転勤してもう2年半が経とうとしている。単身赴任できているので、平日は家と会社の往復で毎日が終わる。週末の夜になると、飲みに出る。私は酒が好きである。何より雰囲気が好きである。カラオケも大好きである。だから週末は死ぬほど飲んで騒いで歌ってストレスを発散する。当然、日曜は二日酔いで終わる。

お酒は不思議である。普段、躊躇して言えないことやできないことができてしまう。この4月から神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の役員をさせていただいているが、その縁で役員メンバーの皆さんと飲む機会があった。メンバーの皆さんは、とても気さくで快く新米の私を迎え入れてくれた。お酒の力もあり、関西弁の私に標準語で話かけてきてくれる。会議ではまじめな顔をして座っている方も、お酒が入ると顔も心も緩み、別人のように盛り上がる。私はそれが大好きである。

会社でよく、「コミュニケーション」というキーワードで様々な研修や社内の取り組みがある。私にとっては、この飲み会こそがコミュニケーションの実践の舞台である。私は飲むときに常に、「私は相手にどう映っているのだろうか？」と意識している。その結果は相手のリアクションで判断す

る。関西弁やキャラの効果もあり、おおむね、「おもしろい関西人」と映っているのであろう。その通りである。自分が伝えたいことを伝える際に自分が何を言ったか？よりも相手にどう伝わったか？こそがコミュニケーションで意識すべきところだと確信している。これは仕事においても重要なことであり、自分が言いたいこと、伝えたいことを相手の目線に立って説明する、まさに「共感」という立ち位置でコミュニケーションをとっていくことを心掛けている。

この神奈川労務安全衛生協会川崎北支部の役員の皆さんとはいろんな面で楽しく協会の仕事をさせていただいている。しかも、安全衛生に関する活動も盛んであり、わが社の活動に生かせる部分も多い。この協会に加入できてよかったと思うし、役員という立場で勉強させていただいていることに感謝する。今後も、この活動の良さを広め、更に神奈川労務安全衛生協会川崎北支部で「共感」できる仲間が増やせたらと思う。

そこのあなた！ 仲間になりましょう！ お待ちしています！

（クノール食品株式会社 上村 明儀）